



福岡医発第 1775 号 (地)
令和 3 年 9 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

看護職に対する新型コロナワクチン接種業務就業準備金の案内について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、福岡県看護協会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 申請手続きの流れは、福岡県ナースセンターのホームページ (<https://www.fukuoka-kango.or.jp/nursecenter/277/detail>) に掲載されておりますので、ご参照ください。
- 2) 本事業に関するご不明な点につきましては、福岡県ナースセンターまでお問合せいただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

福岡県ナースセンター

(公益社団法人福岡県看護協会 事業部事業課)

担当：河野、竹内

〒812-0054 福岡市東区馬出 4-10-1

TEL : 092-631-1221 FAX : 092-631-1223

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

【公印省略】

3 福岡看事第 1 1 7 号
令和 3 年 8 月 1 6 日

公益社団法人福岡県医師会
会長 松田 峻一良 様

公益社団法人福岡県看護協会
会長 大和 日美子

【ワクチン接種業務】就業準備金申請の案内について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から当協会の事業の推進につきましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務に従事していただいた看護職に対し、国より就業支援のための就業準備金として、一人 1 回限りで 3 万円が給付されることとなりました。

都道府県ナースセンターにワクチン接種業務への就業希望者として e ナースセンターに登録を行い、必要なワクチン接種研修（看護協会や福岡県、各自治体・団体、就業先で実施された研修等）を受講し、5 月 21 日以降 12 月 4 日までに新たにワクチン接種業務に従事した方が対象となります。

申請等の流れにつきましては、福岡県看護協会・ナースセンターのホームページに掲載しております。（<https://www.fukuoka-kango.or.jp/nursecenter/305/detail>）

参考に、日本看護協会及び福岡県看護協会のホームページ掲載内容を添付いたします。

また、ナースセンターへの登録及び解除は、福岡県ナースセンターのホームページ（<https://www.nurse-center.net/nccs/>）の「ご登録ログイン」ボタンから行うことができます。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、本事業について貴会会員施設へ周知いただきますようお願い申し上げます。

＜連絡先＞ 福岡県ナースセンター
（公益社団法人福岡県看護協会 事業部事業課）
担当：河野、竹内
〒812-0054 福岡市東区馬出 4-10-1
TEL：092-631-1221 FAX：092-631-1223

【ワクチン接種業務】 就業準備金の申請について

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務に従事していただいた看護職に対し、国より就業支援のための就業準備金として、一人1回限りで3万円が給付されます。

(6月4日 日本看護協会ホームページに掲載 「新型コロナウイルス感染症にかかる接種業務への就業協力をお願い」 参照)

給付に関する要件、給付までの流れについては、以下をご確認ください。

【就業準備金給付の要件】

- ①ワクチン接種業務就業希望者として、12月4日までに『eナースセンター』に登録していること。
- ②ワクチン接種研修を受講していること。(一部、全部が免除となる場合がある)
- ③ナースセンターで職業紹介を受け、5月21日～12月4日の間に新たにワクチン接種事業に従事した看護職。

但し、以下の雇用の場合も対象となる。

- ・ナースセンター以外の職業紹介、直接申込により雇用された場合
- ・自治体の都合により謝金対応にて従事する場合
- ・現在看護職として就業している場合でも、兼業・副業で新たにワクチン接種業務に従事した場合

(兼業・副業についての可否は、勤務先にご確認が必要です。)

※新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種人材確保業務 Q&A

【給付までの流れ】

- ①下記の「就業準備金給付申請書希望」の専用フォームから申請書希望の回答を送信する。

『就業準備金給付申請書希望』専用フォーム

- ②要件を満たす方に、福岡県ナースセンターより申請書と専用の返信用封筒が郵送で届く。
(準備ができ次第順次発送)
- ③「就業準備金給付申請書」とワクチン接種業務に従事したことが分かる文書を、専用の返信用封筒に指定された宛先へ郵送する。

※申請書提出期限：12月27日消印有効

- ④約1～2か月後に申請者の指定口座に就業準備金が振り込まれる。

【お問合せ先】 福岡県ナースセンター就業準備金 相談専用窓口 月～金曜日(祝日を除く)

ご相談はメールまたはお電話でご連絡ください。

メールでご相談される場合は、お名前と連絡先(電話番号)を明記の上、下記メール宛てにお問合せください。

①Email : junbikin@fukuoka-kango.or.jp

②電話 : (092) 402-1517 (9:30～16:30)

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務への 就業協力をお願い

看護職の皆様

ナースセンターに登録されている皆様

新型コロナウイルス感染症関連業務のご就業にご協力いただきありがとうございます。

現在、ワクチン接種の完了を目指して、自治体等におけるワクチン接種を行う看護師確保のニーズに対応することが課題となっており、皆さまからの更なる就業へのご協力が求められています。

この一環として、都道府県ナースセンターにおいてワクチン接種業務への就業希望者として登録を行い、必要なワクチン接種研修を受講し、11月までの期間中（12月4日）までに新たにワクチン接種業務に従事した看護職の皆様に、就業支援のための就業準備金として、一人1回限りで3万円を給付することとなりました。

看護職の皆様には、以下の概要をご確認いただき、是非、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務への就業にご協力いただきたく、お願い申し上げます。

- 1) 都道府県ナースセンターにて求職登録をする
 - ・就業を希望される看護職の皆さまは、最寄りの都道府県ナースセンターにお電話いただくか、来所でその旨をお伝えください

<https://www.nurse-center.net/nccs/scontents/eNursecenter/PrefNClist.pdf>
- 2) ワクチン接種研修を受講する
 - ・研修の一部または全部が免除となる場合があります
- 3) ワクチン接種業務への求職活動を行う
 - ・都道府県ナースセンターから就業あっせんを受けることができます
- 4) ワクチン接種業務へ就業を開始する
 - ・11月までの期間中（12月4日）までに新たに就業を開始した場合が就業準備金の支給対象となります
- 5) 申請書に必要事項を記入し、「就業条件がわかる文書・メール等」を添付して、事務局に郵送する
 - ・申請書は、求職登録を行った都道府県ナースセンターが発行します
 - ・申請の期限は12月27日（消印有効）です
 - ・約1～2か月後に就業準備金が振り込まれます

本件についてご不明な点は、「新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種人材確保業務Q&A」をご参照ください。また、お寄せいただいたご意見については、適宜、Q&Aへ反映させていただきます。

【ご意見の送付先】

日本看護協会 中央ナースセンター

E-mail : v_syugyojunbikin@nurse.or.jp

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種人材確保業務 Q&A
(2021 年 8 月 6 日現在)

◆就業期間について

7 月 29 日修正・8 月 6 日修正

7 月 28 日に要件の就業期間が「7 月末まで」から「11 月までの期間中」へと延長されたが、「11 月までの期間中」とは具体的にいつまでか。

- 11 月末日が属する週の土曜日までが、11 月までの期間中となる。(12 月 4 日)
※以下、「11 月までの期間中」は 12 月 4 日と記載

6 月 4 日掲載・7 月 29 日修正

何日以上ワクチン接種業務に従事しないと対象とならないなどの縛りはあるか。

- 何日以上勤務したなどの縛りはなく、5 月 21 日以降、12 月 4 日までに新たにワクチン接種業務に雇用された方が対象となる。

6 月 4 日掲載・7 月 29 日修正・8 月 6 日修正

既にワクチン接種業務に従事している場合、対象となるか。

- 5 月 21 日以降、12 月 4 日までに新たにワクチン接種業務に雇用（契約が開始）された方が対象となる。
- なお、既にワクチン接種業務に従事している場合においても、他の支給要件を満たした上で期間内に新たに雇用され、ワクチン接種業務に従事した場合は対象となる。
※ 既に業務に従事していても、期間内に別の施設等に新たに雇用され、重複してワクチン接種業務に従事した場合も対象。

6 月 15 日追加・8 月 6 日修正

ワクチン接種業務を行う施設への採用日（雇用契約の開始）が 5 月 20 日以前で、実際にワクチン接種業務に従事を開始した日が 5 月 21 日以降となった場合、対象となるか。

- 対象となる。

6月28日追加・8月6日修正

5月21日以降、12月4日までに新たにワクチン接種業務に雇用された方を就業準備金の支給対象としているが、「5月21日以降」の方を対象としている根拠は何か。

- ワクチン接種の完了を目指して、5月21日に事業を実施することを決定したため。
- なお、既にワクチン接種業務に従事している場合においても、他の支給要件を満たした上で期間内に新たに雇用され、ワクチン接種業務に従事した場合は対象となる。
※ 既に業務に従事していても、期間内に別の施設等に新たに雇用され、重複してワクチン接種業務に従事した場合も対象。

◆求職・雇用形態、業務内容について

6月4日掲載

ナースセンターで就業あっせんした場合のみが対象となるのか。

- ナースセンター以外（ハローワークや有料職業紹介）による就業あっせんや、直接申し込みにより雇用された場合も対象となる。
- ただし、ナースセンターにワクチン接種業務への就業希望者としてeナースセンターに登録し、必要なワクチン接種研修を受講した場合に限る。

6月4日掲載

自治体の都合により、謝金対応で業務に従事する場合、対象となるか。

- 勤務場所、日時、本人への待遇等が定められ、接種を行う施設における指揮命令の下で従事する者であれば対象となる。
- ただし、就業先から発行された就業条件（勤務施設、勤務場所、業務内容、就業期間等）についての文書、メール等が必要となる。

6月4日掲載・7月29日修正・8月6日修正

週3回パートで働いている方などが、新たにワクチン接種業務に従事した場合は対象となるのか。

- 既にパート等で就業していても、5月21日以降、12月4日までに新たにワクチン接種業務に雇用され、従事した場合は対象となる。

6月4日掲載

ワクチン接種業務に従事すれば、集団接種会場ではない医療機関での接種業務も対象となるか。

- 対象となる。

6月4日掲載・8月6日修正

対象となるのは「打ち手」として就業した場合に限るのか。

- 業務内容については限定していない。(ワクチン接種関連の経過観察・問診・薬液充填等でも可)

6月15日追加

職域接種は対象となるか。

- 差し支えない。

8月6日追加

勤務する病院や診療所等から依頼を受け、集団接種会場や連携する在宅施設にワクチン接種を行った場合は、対象となるのか。

- ワクチン接種業務の依頼元（集団接種会場や在宅施設等）と自身が所属する施設（勤務する病院や診療所等）が委託契約を締結し、所属する施設の命令に基づきワクチン接種に従事する場合は、対象外である。（従事者とワクチン接種業務の依頼元は、新たな雇用契約を締結していないため）
- 現に看護職に就いている者が、兼業・副業として、要件の期間中に、新たにワクチン接種施設と雇用契約を締結し、ワクチン接種業務に従事した場合は、要件を満たす。

◆研修について

8月6日追加

「ワクチン接種研修」とはどのようなものを指しているのか。

- 都道府県看護協会・ナースセンターが実施またはそれと同等と認める研修（知識学習・実技演習を含む）が該当する。
- ただし、就業希望者の学習等の状況により、その一部または全部を免除することが可能。

6月15日追加・8月6日修正

研修の一部または全部が免除となるのはどのような場合か。

- 現在、医療現場で就業している者は知識レベルの学習について免除可能（実技演習は受講が必要）である。
- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施した経験がある者は、2回目のコロナワクチン接種業務に就業（新たに雇用契約を締結し、従事）した際に、全ての研修（知識レベルの学習と実技演習）の免除が可能である。

6月28日追加

求職登録を行った都道府県ナースセンター以外の都道府県で実施している研修を受講した場合は、対象になるのか。

- 対象になる。

◆申請書について

6月4日掲載

取得資格を記載する意図は。

- 必要な場合に看護職としての確認を行うためのものである。

6月15日追加・8月6日修正

すでにナースセンターへの求職登録を行っているが、就業準備金の申請書はどこから、いつ頃入手できるのか。

- 申請書は求職登録を行った都道府県ナースセンターで、就業準備金の支給要件を満たしていることの確認が取れた場合、発行を受けることができる。
- 8月より、都道府県ナースセンターの準備が整い次第、申請書の発行を開始する。
- 申請書の送付先についても、申請書発行と同時にお知らせする。

6 月 15 日追加

就業準備金の申請時に添付する「就業条件がわかる文書・メール等」とは、具体的にはどのようなものか。

- 雇用先の施設から発行される「労働条件通知書」や、それに類する就業条件（勤務施設、勤務場所、業務内容、就業期間等）の文書・メール等が該当する。

6 月 15 日追加

就業準備金はいつごろに振り込まれるのか。

- 申請から振り込みまでは約 1～2 か月程度を見込んでいる。
- 8 月の前半までに申請書を提出し、内容の確認が済んだ場合、9 月中旬に振り込みが行われる見込みである。

◆その他

6 月 4 日掲載

就業準備金は非課税扱いとなるか。

- 就業準備金については、給与のように対価性がなく、一時に支給されるため一時所得として課税となる。
- ただし一時所得については、所得金額の計算上、50 万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が 50 万円を超えない限り、課税対象にはならない。

6 月 4 日掲載

就業準備金を受け取ることで、税金、社会保険等における扶養範囲の認定に影響があるか。

- 影響はなし。被扶養者要件（いわゆる 130 万円）は、「恒常的な収入」について判断するものであり、1 回限りの支給は、その「収入」には当たらない。